

## 小規模施設特定有線一般放送事業者に対する行政処分等事務処理規程

### (目的)

第1条 この規程は、小規模施設特定有線一般放送事業者の法令違反のうち、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第145条第1項の規定の違反（以下「違反」という。）に係る行政処分等に関して愛知県（以下「県」という。）における事務処理手続を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、次に掲げる行政処分等について適用する。

- 一 行政処分（法第174条の規定に基づく小規模施設特定有線一般放送の業務の停止の命令。以下「処分」という。）
- 二 行政指導（以下「指導」という。）
- 三 告発（法第184条第2号及び同条に基づく法第189条第1項の犯罪に係るものに限る。）

### (調査等)

第3条 県は、法第145条第1項の規定の違反の疑いがあるときは、有線一般放送の業務を行うための有線電気通信設備（以下「設備」という。）の設置の状況について、別記様式第1号により、法第145条第2項の規定に基づく資料の提供を関係行政機関及び関係者に対して求めるものとする。

- 2 前項の資料の提供を受け、違反に係る設備の設置の状況等を確認した場合は、当該有線一般放送の業務を行う者に対し、別記様式第2号の警告書により速やかに警告を行うものとする。
- 3 警告を行った後、当該違反に対して処分又は指導を行う場合は、付録第1号の事項について調査を行うものとする。

### (証拠資料)

第4条 前条第1項の資料のほか、同条第3項の結果判明した違反事実については、その証拠資料として、できる限り次に掲げる書類その他の資料の提供を求め、又は作成するものとする。

- 一 違反に係る設備により放送が行われた事実を証明する書類その他の資料
- 二 違反に係る事実を証明する参考人の書面
- 三 違反となる業務を行った者の顛末書
- 四 その他の証拠資料

- 2 証拠書類は、次の方法により作成するものとする。

- 一 当該書類の提出又は作成の年月日及び提出者又は作成者の氏名を記載し、職員が作成したものにあっては所属を表示してあるものとする。
- 二 文字等を加え、削り、又は欄外に記入したときは、その字数等を記載するものとする。なお、削った部分は、これを読むことができるように字体等を残さなければならない。
- 三 当該書類が写しである場合は、当該書類が原本と相違ない旨の当該書類の所持者又は管理責任者の証明があるものとする。

(調査書)

第5条 第3条の調査等を完了したときは、前条第2項に規定する証拠書類の作成方法に準じて、別記様式第3号の調査書を作成するものとする。

(立入検査等)

- 第6条 違反の実態を鑑み、必要と認められる場合、当該事業者に対し、必要な限度において業務の状況に関し報告を求め、又はその職員に別記様式第4号の実施要領により、事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件の検査を行うものとする。
- 2 検査を行うに当たっては、別記様式第5号の通知書により、当該事業者に対し、事前に通知を行うものとする。
  - 3 第1項の規定により、立入検査を実施する職員は、必ずその身分を示す証明書（放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第171条）を携帯し、関係人に提示するものとする。
  - 4 検査を行ったときは、当該事業者に対し、別記様式第6号の立入検査結果通知書により、結果の通知を行うものとする。

(処分及び指導)

- 第7条 違反に対する処分又は指導は、当該有線一般放送の業務を行う者に対し、法第133条第1項により届出がなされた放送区域に対応する設備又は1の放送区域として区分される設備を単位として行うものとする。
- 2 処分の量定日数については、付録第2号に規定する量定基準により行うものとする。
  - 3 違反に対する処分又は指導を行うに当たっては、証拠資料として、少なくとも、第3条第1項の資料及び第4条第1項第1号の書類その他の資料を備えなければならないものとする。
  - 4 処分を行うに当たっては、事前に弁明の機会を付与するものとし、弁明の機会の付与は、行政手続法（平成5年法律第88号）第29条から第31条までの規定に基づき、次に掲げる事項を書面で通知するものとする。
    - 一 予定される処分内容及び根拠となる法令の条項

二 処分の原因となる事実

三 弁明書の提出先及び提出期限

- 5 処分を行おうとするときは、違反が道路法（昭和27年法律第180号）の違反に係るものである場合は、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。
- 6 処分の決定前に、違反行為者が自ら違反となる放送を停止する旨を申し出た場合又は法第145条第2項の規定により資料の提供を受けた関係行政機関若しくは関係者から、違反の事実がなくなった旨の通知を受けた場合は、処分を行わず別記様式第7号により指導を行うものとする。

（処分の執行）

- 第8条 前条第1項の処分の執行は、その実効を確保する上で適当と認められる時期において行うものとし、その始期は処分書を手交した日又は処分書が確実に被処分者に到達すると認められる日の翌日以降とするものとする。
- 2 前項の処分の執行は、別記様式第8号により定める処分書を被処分者に直接に手交し、又は内容証明及び配達証明により、被処分者に送付して行うものとする。この場合において、行政手続法第14条の規定に基づき、当該処分理由を示すとともに、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条の規定に基づく教示を行うため別記様式第9号により定める教示書を添付するものとする。
  - 3 前項の規定により処分書を手交して処分を行う場合は、被処分者から処分書を受領した旨の書面を徴するものとする。
  - 4 前条第1項の処分を行ったときは、その遵守状況について必要な監視を行うものとする。

（告発）

- 第9条 前条第4項の監視の結果、違反があった場合は、当該違反行為について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定に基づき、告発を行うものとする。
- 2 告発は、原則として情報政策課長が、所轄の検察官又は司法警察員に対し、別記様式第10号の告発書を提出して行うものとする。
  - 3 告発を行うに当たって提出する証拠資料は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、証拠書類については、第4条第2項に準じて準備するものとする。
    - 一 違反状況調書（別記様式第11号）
    - 二 処分書の写し
    - 三 その他の証拠資料

- 4 告発を行おうとするときは、違反が道路法の違反に係るものである場合は、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。
- 5 告発は、違反が道路法の違反に係るものである場合は、道路管理者の道路法違反の告発と同時に行うよう調整の上、できる限り速やかに行うものとする。
- 6 告発に当たっては、第2項の検察官又は司法警察員に対し、可能な限り事前に、当該違反の内容を説明するとともに証拠資料その他必要な事項について協議を行うものとする。
- 7 告発した事件について、検察官が不起訴処分にしたときは、その理由の告知を請求するものとする。

#### 附 則

この規程は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）の一部施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

付録第1号（第3条第3項関係）

調 査 事 項

1 違反設備に関する事項

- (1) ヘッドエンドの識別又は名称及び有線一般放送の業務を行っている者の氏名又は名称
- (2) 自己の設備又は他人の設備の別
- (3) ヘッドエンドの設置場所
- (4) 違反伝送線路の設置状況（法第145条第2項の規定によって提供を受けた資料により、ヘッドエンドから端末に至る2～3の伝送線路を確認する。）

2 違反設備による放送の事実に関する事項

- (1) 利用者端末における放送事実、放送内容等の確認（1の（4）の違反伝送線路につながる2～3の利用者端末において行う。）
- (2) （1）で確認した利用者端末からヘッドエンドに至る違反伝送線路に音声その他の音響が伝送されていることの確認
- (3) ヘッドエンドにおける放送事実、放送内容等の確認

3 参考人に関する事項

- (1) 2の（1）で確認した端末の利用契約者の住所、氏名及び職業
- (2) 同契約者の現在の契約先及び契約開始時期

4 違反となる業務を行った者に関する事項

- (1) 氏名（法人の場合は名称）
- (2) 生年月日（法人の場合は設立年月日）
- (3) 住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）
- (4) 代表者の氏名（法人の場合に限る）
- (5) 職業（法人の場合は主たる業務）
- (6) 違反行為の実行を決意した動機、目的及びその他の事情
- (7) 違反事実に関する認識  
（違法設備の設置状況、違法設備による業務の実施状況等）
- (8) 警告後の動向
- (9) 過去における違反事実の概要並びにこれに対する行政上及び司法上の措置状況
- (10) その他

(調査における注意事項)

調査に当たっては、次の各号に十分留意するものとする。

### 1 資料の保全

調査に当たって確認した事項については、できる限り、文書、写真、テープ等により、資料として記録しておく。

### 2 調査方法

- (1) 4の調査は、調査の対象となる者の承諾の下に、面接により行う。ただし、調査の対象となる者が県内に住所を有しない場合、その他面接によることが困難な場合は、その他の方法により可能な限りの調査を行うものとする。
- (2) 4の調査においては、できる限り違反行為者又は違反関係者の顛末書を提出させるものとする。

### 3 面接調査上の注意

- (1) 関係者が面接を拒絶した場合、又は供述若しくは資料の提供等を拒否した場合は、これを強要しない。
- (2) 相手方の人権を尊重し、高圧的にならないようその言動に注意する。
- (3) 公務員としての品位を保持し、公明正大に行い、特に一般からの誤解を招くことのないようにする。
- (4) 不用意な発言又は誘導的な発言は行わない。特に、当該違反に対する処分の予測について言及する等のことは行わない。
- (5) 同一人に関する調査は、できる限り1回ですべての調査を完了する。
- (6) 確認された事実と供述との間又は違反行為者が2名以上ある場合で各人の供述の間に矛盾又は不一致の点があるときは、その間の事情を明らかにするよう努める。
- (7) 違反の性質その他により、確認された違反行為者以外に他の違反行為者の存在が推定される場合は、その発見に努める。
- (8) 顛末書には、当該違反に関係する事項についてできる限り詳細に記載させる。この場合において、本人の供述と食い違いのないことを確認する。

付録第 2 号（第 7 条第 2 項関係）

小規模施設特定有線一般放送の業務に係る放送法第 1 4 5 条第 1 項の規定の違反に対する  
行政処分等の量定基準

- 1 処分の量定は、次により行うものとする。
  - (1) 処分の量定日数は、別表 1 の評定表により評定点を算出し、別表 2 の量定表により決定するものとする。
  - (2) 前号の規定により量定日数を算出する場合、違反の経歴を有する者が行った違反については、次に定める量定日数の範囲内で加重することができる。
    - ア 行政処分の執行が終了した日又は行政処分の執行後告発がなされ、司法処分が確定した日から 1 年を経過しないときに行われた違反であるときは、前号により算出した量定日数の 2 分の 1。
    - イ 行政処分の執行が終了した日又は行政処分の執行後告発がなされ、司法処分が確定した日から 1 年を超え 2 年を経過しない間において行われた違反であるときは、前号により算出した量定日数の 4 分の 1。
- 2 処分の期間は、量定日数をもってその日数とする。ただし、1 日未満の端数は切り捨てるものとする。
- 3 無断共架・添架電柱本数の設備区域内共架・添架電柱総本数に占める割合及び道路無許可占用延長の設備区域内道路占用総延長に占める割合が、それぞれ 5 % 以下のものであって、違反の経歴を有しない者が行った違反に対しては指導を行うものとする。

## 別表 1

## 評 定 表

評定点は、違反評定により決定した評点を通算して決定するものとする。

(違反評定)

区 分	内 容			評 点			
① 責任条件	A	故	意	30			
	B	過	失	15			
② 行為の積極性	A	極	め	て	強	い	30
	B	強			い	20	
	C	弱			い	10	
③ 違法実害  電柱の無断共架・添架本数、  道路の無許可占用延長等			無断共架・添架電柱本数	道路無許可占用延長			
	A	極めて強い	5,000 本以上	100km 以上	各 15		
	B	強い	1,000 本以上	20km 以上	各 10		
	C	弱い	1,000 本未満	20km 未満	各 5		

注 1. 責任条件がBに該当する場合は、行為の積極性の評定は行わないものとする。

2. 違反評定は、次により行うものとする。

## ① 責任条件

- A 故意 道路占用許可、電柱共架・添架承諾等のない設備であることを知りながら、有線一般放送の業務を行った場合
- B 過失 道路占用許可、電柱共架・添架承諾等に関し、更新の期限切れを失念していた場合又は正当な権原(限)者についての錯誤があった場合等

## ② 行為の積極性

- A 極めて強い ③の違法実害において、無断共架・添架電柱本数の設備区域内共架・添架電柱総本数に占める割合若しくは道路無許可占用延長の設備区域内道路占用総延長に占める割合(以下「違法割合」という。)が75%以上の場合又は改正法施行後、違法設備の規模を拡大した場合等
- B 強い 違法割合が50%以上の場合又は警告後に違法状態是正のための何らかの措置もなされない場合等

C 弱い 違法割合が50%未満の場合又は警告後に違法状態是正のための具体的な措置がなされている場合等

③ 違法実害

ア 無断共架・添架電柱本数及び道路無許可占用延長のそれぞれについて、各区分に応じて、15、10、5点の評定を行い、各評点を合算するものとする。

イ 電柱以外のものへの無断共架・添架については、該当件数を無断共架・添架電柱本数に加えるものとする。

別表2

量 定 表

区 分	処 分				
評定点の区分	50点以下	51～ 60	61～ 70	71～ 80	81～ 90
量定日数	10日～	20日～	30日～	45日～	～60日

第 号  
年 月 日

殿（様）

愛知県知事

放送法第145条第2項の規定に基づく関係資料の提供について（依頼）

このことについて、下記1の者は、下記2の区域において、放送法第145条第1項の規定に違反して業務を行っている疑いがあるので、当該有線電気通信設備の設備状況等について、

別紙様式 1 （道路管理者あて）  
2 （電柱所有者あて） により、関係資料を提供願います。

記

1 対象者

氏名 （法人の場合は、法人名及びその代表者の氏名）

住所 （法人の場合は、主たる事務所の所在地）

2 対象区域

注1 この資料は告発の際の資料として提出することもありますので、この点御留意の上、作成願います。

2 関係資料は、3部提供願います。

日本産業規格A列4番

別紙様式1（道路管理者あて）

- 1 道路占有者氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者の氏名）
- 2 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
- 3 設備の全体状況
  - （1）占有開始時期
  - （2）占有総距離数（km）
- 4 無許可占有状況
  - （1）確認時期
  - （2）総距離数（km）
  - （3）占有場所

（上記3及び4の状況については、適宜、地図上に表示すること。）
- 5 無許可占有に対するこれまでの措置状況
  - （1）内容（除却命令、代執行、告発等）
  - （2）時期
- 6 無許可占有者の対応状況
- 7 国土交通省本省への報告の有無（報告文書番号）
- 8 その他参考事項

別紙様式 2 (電柱所有者あて)

- 1 電柱共架・添架者氏名 (法人の場合は、法人名及びその代表者の氏名)
- 2 住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)
- 3 設備の全体状況
  - (1) 共架・添架開始時期
  - (2) 共架・添架総本数
- 4 無断共架・添架状況
  - (1) 確認時期
  - (2) 共架・添架総本数
  - (3) 所在地、線路名、電柱番号一覧表  
(上記3及び4の状況については、電柱を識別し得る地図上に表示すること。)
- 5 無断共架・添架に対するこれまでの措置状況
  - (1) 内容 (催告、仮処分等)
  - (2) 時期
- 6 無断共架・添架者の対応状況
- 7 無断共架・添架者に対する今後の対処方針
- 8 その他参考事項

警 告 書

第 号  
年 月 日

様

愛知県知事 印

あなたは、 年 月 日現在、愛知県 市（町、村）において、有線電気通信設備を設置し、これにより小規模特定有線一般放送の業務を行っているが、当該業務は、放送法第145条第1項の規定に違反していると認められるので、速やかに（道路占用の許可及び電柱共架・添架の承諾）を得るか、又は業務を停止するよう警告します。

なお、これらの措置が執られなかった場合は、当県は法的手段を執ることとなるので了知ください。

日本産業規格A列4番

注（ ）内は、態様に応じて適宜記載する。

調 査 書

1 調査年月日                    年        月        日

2 調査場所

3 判明事実

(調査の結果を別紙とすること。)

4 証拠資料の目録

5 確認された事実、供述及び証拠資料相互間の矛盾点

6 その他参考となる事項

(作成者)

所属

(氏名)

別記様式第4号 (第6条第1項関係)

立入検査実施要領

検査事項 (大項目)	検査事項 (小項目)	検査方法	対処要領
1 有線電気通信設備に係る道路法の許可その他法令に基づく処分及び土地若しくは電柱その他工作物の所有者等の承諾	1 添付書類	設置されている設備と届出書及び添付書類と対比照合し、その適否を調べる。	有線電気通信設備場所が、提出された道路法の許可その他法令に基づく処分及び土地若しくは電柱その他工作物の所有者等の承諾の内容と相違するときには、速やかに設備の撤去を指導するか該当場所の許可及び承諾を得るよう指示する。

第 号 年 月 日
様
愛知県知事 印
放送法第145条第4項の規定に基づく立入検査の実施について (通知)
放送法第145条第4項の規定に基づき、下記のとおり 年 月 日に立 入検査を実施します。
記
1 立入検査の実施年月日
2 実施場所 ○○○事務所 所在地
3 実施理由
4 検査項目
5 その他

(日本産業規格A列4番)

第 号 年 月 日	
様	愛知県知事 印
立入検査結果通知書	
放送法第145条第4項の規定に基づき、 年 月 日に実施した検査の結果について、下記のとおり通知します。	
実施年月日	
実施場所	
検査結果	

(日本産業規格A列4番)

第 年	月	号 日
様		
愛知県知事 印		
放送法令違反に係る注意について		
<p>あなたは、下記のとおり、放送法(昭和25年法律第132号)に違反する行為を行ったが、今後このようなことのないよう(厳重に)注意されたい。(記載例1)</p> <p>あなたは、放送法第188条第2号、189条の規定に基づき、下記の理由により相当処分されるべきところであるが、特に情状を酌量して処分を行わないこととしたので、今後このようなことのないよう(厳重に)注意されたい。(記載例2)</p>		
記		

(日本産業規格A列4番)



教 示 書

行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条の規定により、次のことを教示します。

- 1 この処分について不服があるときは、愛知県知事に対し、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告として（訴訟において愛知県を代表する者は愛知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（日本産業規格A列4番）

告 発 書		第	号
		年	月 日
検察官 又は 司法警察員 殿	告発者 (所属) (氏名)		印
1	被告発者 住 所 氏 名 生年月日		
2	犯罪容疑 放送法第174条に基づく業務停止命令に違反し、その命令期間中において有線一般放送の業務を行った。 業務停止命令期間及び同違反日時又は違反期間は、次のとおりである。 業務停止命令期間 年 月 日から 年 月 日まで 確認した違反日時又は期間		
3	証拠書類 (犯罪容疑に係る事実を証明すべき書類の目録を記載し、当該書類を告発書に添付する。)		
4	関係法律 放送法（昭和25年法律第132号）		
5	適用条項 放送法第184条（関連条項・・・第174条） 放送法第192条（関連条項・・・第174条、第184条）		
上記のとおり犯罪があると思われまますので、厳重に処罰していただきたく、刑事訴訟法第239条第2項の規定により告発します。			

日本産業規格A列4番

注1 必要に応じ縦書きとして差し支えない。

2 記載について、検察官又は司法警察員から指示があった場合は、その指示によるものとする。

違 反 状 況 調 書

作成年月日  
年 月 日

(作成者)  
所属

(氏名) 印

1 違反事実に関する事項

- (1) 違反行為者の氏名及び違反関係者の氏名又は名称
- (2) 違反設備の識別、有線電気通信設備の位置及び放送区域の概要
- (3) 業務停止命令の期間
- (4) 違反行為が行われた日時又は期間
- (5) 違反行為を確認した利用者端末及び伝送線路
- (6) 違反に係る事実を証明する参考人の書面
- (7) その他参考事項

2 違反行為者に関する事項

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 住所
- (4) 職業及び役職名
- (5) その他参考事項

3 違反関係者に関する事項

- (1) 氏名若しくは名称及び代表者の氏名
- (2) 生年月日 (個人の場合に限る。)
- (3) 住所若しくは本社又は主たる事業所の所在地
- (4) 職業及び役職名 (個人の場合に限る。)
- (5) その他参考事項

(日本産業規格 A 列 4 番)

注1 1の(6)については、できる限り、提供を求め又は作成し、添付するものとする。

2 違反行為者とは、違反行為を実行した者、他人に違反行為を決意、実行させた者、又は違反行為に加功してその実行を容易にした者をいう。

法人の場合は、原則として、その代表者及び当該設備に対し放送を行う責任者(組合長等)をとらえるものとする。

3 違反関係者とは、法第192条の要件に該当する法人又は人をいう。

違反関係者が法人である場合、当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽されたことが明白であるときは、当該法人に対する告発は行わないものとする。